高金利被害を防ぐための貸金業規制法の改正を求める意見書

サラ金などの高金利被害を防ぐための貸金業規制法改正に向けた動きが大詰めを迎えている。

異常な高金利で利払いに追われ、複数のサラ金から融資を受け多重債務に陥り、生活が破壊され、破産や自殺にまで追い込まれるという悲劇を繰り返させない、その原点に立って、金利引き下げの実効ある対策をとることは、社会的な合意となっている。

サラ金やクレジット会社のカードローンは利息制限法の上限金利（15％～20％）に違反し、年30％近い高金利を取っている。刑事罰のある出資法の上限金利が29.2％であることに乗じての高利貸しである。利息制限法と出資法の上限金利の差は灰色金利（グレーゾーン）と呼ばれ、貸金業規制法が特例として借り手がみずからの意思で支払うことを条件に認めている。最高裁は灰色金利を基本的に認めない判断を相次いで示し、過払い利息の返還を求める訴訟も全国に広がっている。

金融庁が今回の法改正で灰色金利を廃止し、上限金利を一本化することを打ち出したのは当然である。

ところで、最近、少額・短期の融資に限って「特例」として高利融資を認めるとの考えが出されていることは重大である。法改正に向けて議論してきた「貸金業制度等に関する懇談会」の８月24日の会議でもこの「特例」が案として示されたが、業界代表以外の委員から例外なく強い反対論が出されたと報道されているところである。

多重債務による悲劇を防止するためには高金利に対する実効ある規制が不可欠である。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、社会の合意である灰色金利の撤廃、上限金利の引き下げを、一切の特例なしに実現することを強く求めるものである。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成18年９月29日

三鷹市議会議長　石　井　良　司